令和6年度 **長野市にぎわい創出 コラボイベント事業補助金** のご案内

地域経済活動及び地域交流を促進し、市の経済の活性化を図るため、個人、 法人又は団体の皆様が連携して、多様なアイディアを出し合い実施する 「コラボイベント事業」に要する経費の一部を補助します。

交付対象事業

交付対象者(主催者)が個人、法人又は団体と連携し、地域の消費喚起に資する新たな催しを実施する事業であって、次のいずれかの**市の認定を受けた事業**

- ◆ 催しを実施する地域及びその周辺地域の活力及びにぎわいの創出並びに まちづくりの推進に寄与する事業
- ◆ 多様なアイディアに基づき企画し、実施する事業
- ◆ 誰もが広く参加でき、親しみやすい事業

補助率・補助限度額

補助率 : 補助対象経費の2分の1以内

上 限: 200万円

提案申請受付期限

令和6年5月31日(金)(必着)

検討委員会について

交付対象事業の認定に当たり、検討委員会を開催します。 提案事業の説明をしていただきますので、必ず出席してください。

日程・会場等については、提案申請の受理後に個別にお知らせいたします。

※今回の認定事業数の状況により、二次募集を実施する可能性があります。

※事業の提案にあたっては、必ず事前に担当までご相談ください。

【 書類等提出・お問い合わせ先 】

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 経済産業振興部 商工労働課

TEL: 026-224-5041 FAX: 026-224-5078 E-mail skr@city.nagano.lg.jp

交付対象者(主催者)

次のいずれかに該当することが条件です。

- ① 市内に住所又は事業所を有する個人
- ② 市内に本店又は主たる事業所を有する法人
- ③ 市内の商工団体、商店街団体、業界団体 等

補助金の交付要件等

- (1)交付対象者(主催者)は、市税の滞納がないこと。
- (2)交付対象者(主催者)及び事業に関わる全ての店舗・事業所等が、次の全ての要件に該当すること。
 - ① 暴力団員、暴力団関係者等でないこと。
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
 - ③ 販売する物品等や提供するサービスが、政治的なもの又は公序良俗に反するものではないこと。
- (3)コラボイベント事業の目的が、政治的活動又は宗教的活動ではないこと。
- (4)商店街団体が単体で実施する事業ではないこと。
 - ※事業内容に応じ、「商店街イベント補助金」等をご活用ください。
- (5)事業実施後に、事業の成果などの実績報告を行うこと。

補助対象経費額の条件

交付対象事業の実施に要する経費のうち、補助対象経費が、150万円以上であること。

補助対象事業の実施期間

事業認定後から、令和7年3月23日(日)までに完了し、実績報告ができる事業

補助対象経費

交付対象事業の実施に要する経費が対象です。

但し、次の費用は、補助対象経費にはなりません。

- ・事業開催に伴う打合せ、会議、直会、反省会等に係る費用
- ・交付対象者(主催者)及び事業に関わる店舗、事業所等の関係者への人件費又は謝礼
- ・別の補助金、助成金等の交付を受ける経費
- ・備品の購入及び使用に係る経費
- ・有料で提供する商品、飲み物又は食べ物に係る経費
- ・宗教的なものに係る経費
- ·食糧費全般
- ・その他市長が適当でないと認める経費

事業提案・申請から実施までの流れ

事 前 相 談

・必ず事前にご相談ください。



提 ①長野市にぎわい創出コラボイベント事業補助金認定申請書 (様式第1号)

出 ②住民票の写し、登記簿謄本等、代表者の住所等が分かる書類

書 ③事業提案書

類 ④提案事業に係る収支予算書、補助対象経費予算明細書

⑤市税の納付確認に関する同意書



検討委員会の開催

開催日:令和6年6月上旬予定





交付申請

提 ①長野市にぎわい創出コラボイベント事業補助金交付申請書(様式第2号)

出 ②認定事業計画書

晝 ③認定事業収支予算書、補助対象経費予算明細書

④補助金入金先確認書、入金先の金融機関の口座が確認できるもの



事 業 実 施

事業認定後~令和7年3月23日(日)に開催するイベント

※事業計画の変更は、必ず事前にご相談ください。



実績報告書の提出 事業完了後、30日以内(令和6年度内)に提出してください。

①長野市にぎわい創出コラボイベント事業実績報告書(様式第5号)

2 補助事業に係る実施報告書

^E ③補助事業に係る収支決算書、補助対象経費決算明細書

出 ④補助事業を実施したことが確認できる写真

書 ⑤作成した広告物、印刷物等(作成した場合)

類 ⑥補助事業に係る契約書の写し(締結した場合)

⑦領収書、支出を証する書類及びその明細が確認できる書類の写し



補助金額の確定、支払